ST第2部の要求事項・試験方法の改定箇所

要求事項	対象商品	試験方法	要 件	具体的な試験方法
4.2.2	「顎ひげ、口ひげ、かつら等」 (ヘア(髪・毛)、パイル、ヘアと類似の挙動の材料から 作られたもの) 玩具表面から 50 mm以上突き出ている場合	5.2	(試験炎 取除き後の)有炎燃焼時間は2秒以内 及び 着火した場合の最大燃焼長さ	バーナーの試験炎(20 mm)が試験材料に約 10 mm侵入するよう、 (垂直の)試験炎を 2 秒、試験材料の下部に当てる。
4.2.3	玩具表面からの突出しが 5 mmを超え 50 mm未満の場合	5.3	当初長さ 150 mm以上 その 50%以下 150 mm未満 その 75%以下 (試験炎 取除き後の)有炎燃焼時間は 2 秒以内 及び 燃焼部分の上端と「試験炎をあてる点(ポイント)」の距離は最長 70 mm以下	バーナー管は玩具表面から 5 mmの距離で、45 度の角度でバーナー炎
4.2.4	鋳型成形のヘッドマスク (顎と頬を被わないアイマスク・フェイスマスクは除く。)	5.3	有炎燃焼時間は2秒以内 及び 燃焼部分の上端と「試験炎をあてる点(ポイント)の距離は最長70mm以下	─ (20 mm)を 5 秒当てる。 (玩具の下部から 20~30 mmで、炎と接触)
4.2.5	フード・頭部飾り等 (突出し5mm以下) 「頭部に着用する玩具」の垂れているもの (4.2.2、4.2.3以外のもの) 4.2.4に該当しないマスク (繊維・厚紙製のマスク、顎と頬を被わない成形マスクなど)	5.4	試料の火炎伝ぱ速度 10 mm/秒未満 又は 火炎が自消する * 試料は単一の玩具から採取	610 mm×100 mmの試験試料 試験試料をその端部からバーナー管まで 30 mmの距離をとり、試料を 45 度の角度に置き、(垂直な)「40 mmの試験炎」を 10 秒当てる。
4.3	玩具の仮装用衣裳・子供が遊びで身に着ける玩具	5.4	試料の火炎伝ぱ速度 30 mm/秒未満 又は 自消する 試料の火炎伝ぱ速度 10~30 mm/秒未満 (玩具と包装に警告を表示)	(「自消」の判定) 第 1 マーカー糸が切断され、第 2 マーカー糸は切断されない場合、「自 消」と判定。
4.4	子供が中に入るように意図された玩具	5.4	試料の火炎伝ぱ速度 30 mm/秒未満 又は 自消する 火炎伝ぱ速度 20 mm/秒超 有炎燃焼片・溶融滴下物発生× 試料の火炎伝ぱ速度 10~30 mm/秒未満 (玩具と包装に警告を表示)	(伝ぱ速度の算出) 第 1 マーカー糸切断から第 2 マーカー糸の切断までの時間を計測して 算出
4.5	柔らかい物質の詰まった玩具 (子供が抱きしめられないものは適用除外) (適用対象部分が 150 mm以下のものは適用免除)	5.5	玩具表面の火炎伝ぱ速度 30 mm/秒未満 又は 自消する	バーナー管は玩具表面から 5 mmの距離で、45 度の角度でバーナー炎(20 mm)を 3 秒当てる。 (玩具表面の頂上から 120 mm以上の距離で、かつ、燃えやすい部材の下端から 20~50 mmで、炎と接触)

青字は改正された箇所。